

## コラム改訂項目 一覧

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
<b>【コラム】</b>								
1	－	全般	時点修正	コラムのうち、現時点で修正・追記が必要なものを調査し時点修正を行う。	【検討】左記について検討する。	△	事務局	
2	新50の次①	ロービジョン者について	－	視覚障がい者の回答者は全盲の方が多くようだが、実際視覚障がい者のほとんどはロービジョンの方が占めている。団体の意見としては、全盲の方のご意見が強くなってしまうのかもしれないが、ロービジョンの声を集める必要があるのではないか。	【追記】ロービジョンの特性及びロービジョン者に配慮した施設整備の事例についてわかりやすい解説を加えるなどしてコラムに追記する。	○	第2回研究会での意見	l
3	新50の次②	ロービジョン者に配慮した整備について	－	目の不自由な方からよく、床・壁・扉の判別がつくようにしてほしいとの要望が有るので、マニュアルに加えたらどうでしょうか？			庁内アンケート5 (第2回研究会)	
4	新50の次③	ロービジョンに配慮した案内サイン	－	文字が見えなくてもピクトサインや矢印などがわかる視力を基準にすることが重要だ。サインをどこで発見させ、どの距離に来たら内容が認知できるのかというのか福岡市としての文字の大きさにつながる。	【追記】ロービジョンに配慮した案内サインの考え方をコラムに追記します。	○	第2回研究会での意見	d
5	93	便所	使い勝手に配慮されたトイレのドア	コラムで紹介されているトイレのドアは、新しいものが多く出ているはずなので内容を更新してほしい。ドアは、開けきらないと止まらないものがほとんどだが、上肢障がい者の使い勝手からいえば途中でも止まる構造の方がよい。	【修正】コラム情報の更新に合わせて、ドアの動作方法の説明やドアの開閉の留意点等について加筆修正する方向で検討します。	○	意見交換会	
6	新97の次	駐車場	ふくおかまごころ駐車場	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、福岡県のふくおかまごころ駐車場制度について記載。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
7	新103の次①②	敷地内の通路	歩道状公開空地におけるバリアフリー化整備	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、建築基準法や都市計画法に定めのある歩道状公開空地等について、バリアフリー化整備の考え方を記載。	【追記】左記の整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	
8	新122の次	住空間のバリアフリー	－	住宅内部のバリアフリーは整備基準の対象ではないが、マニュアルに掲載してほしい。	【追記】指摘を踏まえ、「住まいづくりの手引き(平成25年10月発行)の”高齢者の住まい(バリアフリーの進め方)”の項を踏まえ、追記する。	◎ ○	意見交換会	
9	新130の次	授乳スペース	赤ちゃんの駅	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、「赤ちゃんの駅」との連携について記載。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局 第1回研究会	

「状況」欄の凡例＝◎：研究会で報告済、○：修正等対応、△：要検討、－：対応なし

No	頁	整備箇所	項目	主な内容		状況	出典	資料1 記号
				マニュアルへの意見等	対応と考え方			
10	新 232 の 次	歩道	工事中のバリアフリー配慮	技術監理課では、平成20年3月「工事中の歩行者安全対策の手引き」を作成しています。工事中に段差がある状態や、視覚障がい者用誘導ブロックを取り外した状態で、交通解放し問題となることがあります。「施設整備マニュアル」では、工事中のバリアフリー配慮に関する項目がないため、この項目に関する記載があると、より良いものになるものと思います。	【追記】民間工事においても、工事中のバリアフリー配慮について協力してもらえるようコラムに記載する。	○	庁内アンケート8	
11	新 238 の 次	視覚障がい者誘導用ブロック	横断歩道のエスコートゾーン	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、横断歩道のエスコートゾーンについて記述。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容について追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	
12	241	乗降場	バス停の利用環境改善	バス停の利用環境改善について福岡市(自治体)の取り組みを紹介する	【修正】現・バスシェルターを、福岡市の取り組みを中心に修正。事例写真を挿入して考え方や取り組みを紹介する。	○	事務局	
13	242	福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画	-	現「歩行者・自転車の共存をめざして」を、自転車に関する最新の情報に時点修正する	【修正】福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画を概要をコンパクトに掲載する。	○	事務局	
14	新 290 の 次 ① ②	公園	情報提供・利用支援	「施設整備マニュアル改訂の主な内容」として、国のガイドライン等を参考に、公園の情報提供・利用支援について記述。	【追記】左記のとおり、整備の考え方や内容についてコラムとして追記する。	◎ ○	事務局第1回研究会	

## コラム

## ロービジョン者について

## ●ロービジョンとは

私たちの眼は、視力（ものを見分ける能力）、視野（ものが見える範囲）、色覚（色を見分ける能力）といった、主に3つの要素でものを見ています。眼や視神経、脳（視中枢）のどこかが障がいされると、この機能が低下してものが見にくくなります。ロービジョン者とは、このような原因で全く見えないわけではないけれど、日常生活において不自由さを感じている方をいいます。

WHOによると、ロービジョンの基準は、眼鏡などを使用した場合の矯正視力が両眼で0.05以上、0.3未満となっていますが、ロービジョンの定義は各国においてまだ確立していないのが現状です。日本では、視覚障害者手帳を持つ方が約31万人（厚労省2006年）で、その内の約70%が視覚活用が可能なロービジョン者です。

また、日本眼科医会は、日常に困難さを感じている方の潜在数を約164万人と推定して、このうち、ロービジョン者（児）は約145万人としています。この数は福岡市の人口とほぼ同じになります。それではどのような眼疾患が主に視覚的な困難さをもたらすのでしょうか。

## ●ロービジョン者の見え方

視野（ものが見える範囲）に不自由さがある方の見え方について考えてみます。下記は見え方の例であり、他にも様々な見え方があります。

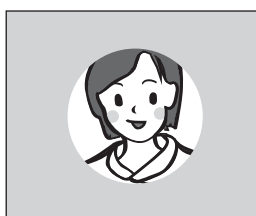


▲通常視力の場合

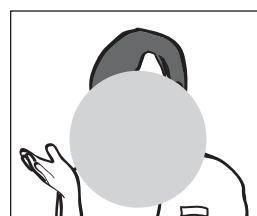
眼科でスタッフが検査室へ案内しています。スタッフが1m離れた距離から呼んでいるとします。

▲視力が弱い場合  
(視力0.02の見え方)

0.02位の視力では、1m先のスタッフの眼と鼻、口の存在がわかる程度で、細かな表情をとらえることは難しい状態です。

▲視野が狭い場合  
(視野10°の見え方)

人の動きが多い待合室では、1mの距離からスタッフが声かけをした場合、顔の全体がやっと把握できる程度で、案内している手を同時に見ることはできません。

▲一部分が見えない場合  
(中心暗点の見え方)

中心暗点がある方は、視野10°など視野が狭い方よりもさらに見え方に限界があります。

## ●ロービジョン者への配慮

「こちらへどうぞ」だけではわかりにくいいため、「右側」あるいは「まっすぐ前に」など、具体的な方向の声かけをし、場合によっては手をさしのべて案内する等が必要です。

<監修：山田 敏夫 「眼科ケア（メディカ出版）」>

## コラム

## ロービジョン者に配慮した整備について

## ●整備の考え方と整備事例

ロービジョン者の特性を踏まえた上で、下記の点に配慮して施設を整備することが望まれます。

## ■安心して歩ける空間構成

ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等が容易に認識できるように、設備や床、壁は色彩、明度差、輝度比を確保することが望まれます。

その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望まれます。

壁と床のコントラストに配慮した事例▶  
(市営地下鉄七隈線 天神南駅)



## ■行き先、設備への案内表示

ロービジョン者の中には、行き先までの道しるべとして視覚障がい者誘導用ブロックを活用している人がいるため、床や路面と視覚障がい者誘導用ブロックとの輝度比等を確保することが望まれます。

その他、視覚以外での誘導（音声・音響・人的支援）も活用することが望まれます。

輝度比を確保するために舗装の色に配慮した事例▶  
(JR千早駅前交差点部の歩道)



## ■設備や設備を構成する部品を認識しやすくする

トイレの男女区別表示は、複雑なデザインは避け、認識しやすい色使いとし、発見しやすい位置や大きさに配慮することが望まれます。

その他、階段の段鼻の表示や手すりの高さ等に配慮することが望まれます。

サインの大きさに配慮した事例▶  
(西鉄福岡天神駅のトイレサイン)



## ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方

案内表示の表示面の大きさには限りがあるため、ロービジョンの方などが案内表示の内容や案内表示自体を認識できないことがあります。

特に、大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物においては、誘導用の案内表示の文字や掲示高さ、連続性に配慮が必要です。

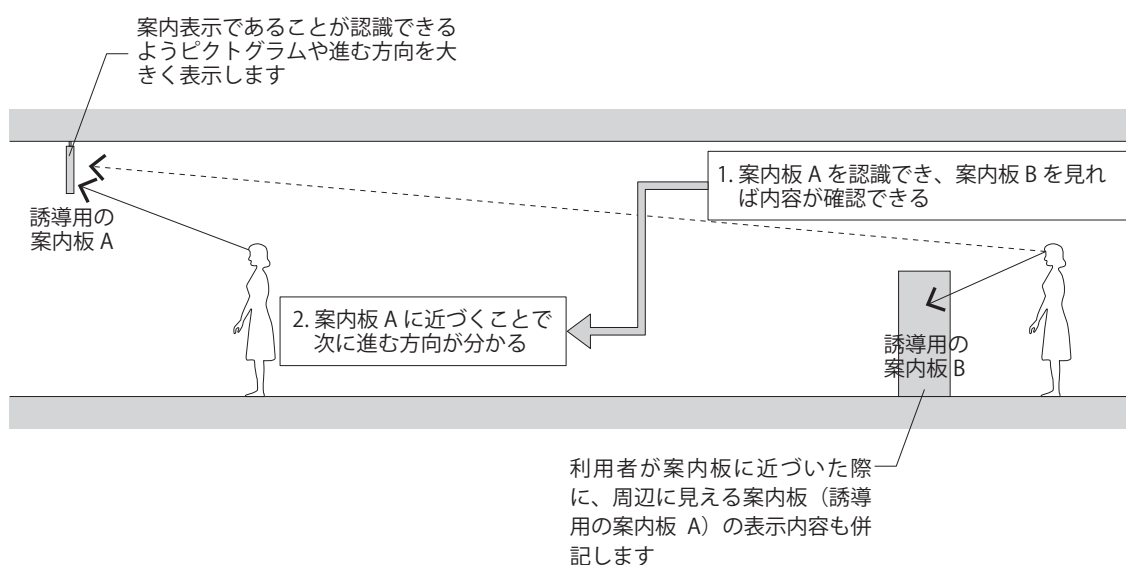
### ①案内表示であることをまずは認識してもらう

- ・ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等を容易に認識できるように、設備や床、壁の色彩・明度差・輝度比を確保することが望まれます。
- ・その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望まれます。

### ②動線を示す案内表示に連続性を持たせます

- ・動線を示す主要な案内板等は、必要な情報が目的地まで連続的に得られるよう配置することが望まれます。
- ・利用者が案内板等に近づいた際に、その周囲にある誘導用の案内板等に表示されている内容も合わせて表記することが望まれます。

### ■ロービジョン者に配慮した案内表示の整備例



## 使い勝手に配慮されたトイレのドア

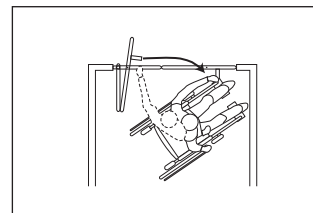
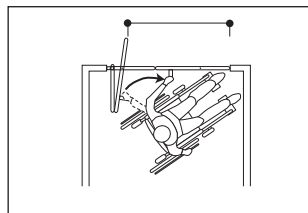
すべての人が安全かつ容易に使用することができる公共用トイレのドアを紹介します。

### ●事例紹介

#### ■折り戸(バリアフリータイプ) …有効寸法:850~1,100mm

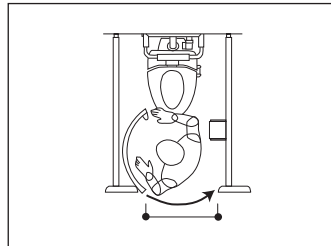


●可動域を考慮したもの ●一般的なもの



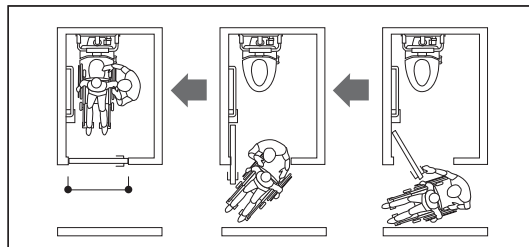
車いす使用者の腕の可動域に配慮し取っ手の位置をドア中央付近に配置した折り戸は、一般の折り戸に比べ、ドアの開閉に必要な動作が小さくなります。

#### ■アークスライド(回転式引戸)方式 …有効寸法:600~900mm



扉が使う人のまわりを取り巻くように動くため開閉時に身体をよける姿勢や動作をする必要がなく、杖や荷物を持った人でも簡単に操作を行うことができます。

#### ■引込み戸 …有効寸法:600~900mm



体にやさしい扉です。幅の広い扉も小さく開くことが可能です。車いすの方でも簡単に操作を行うことができます。

## コラム

## ふくおか・まごころ駐車場制度について

## ●「ふくおか・まごころ駐車場制度」とは

障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用駐車場などに車をとめ、安全、安心に施設を利用できるようにする制度のことです。下記の要件を満たす駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録しています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場には、目印となるステッカー（A3 サイズ）を掲示することになっています。

「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場は、対象となる方が運転又は同乗している場合に利用証を掲示することで利用することができます。利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となります。利用証の交付対象者は次の通りです。

- ・車いす使用者（車いす常時使用のみ）で自ら運転する方には①赤色
  - ・身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病の方には②緑色
  - ・妊産婦やけがをしている方には③オレンジ色
- の利用証を交付しています。



**お願い!** 駐車場を所有又は管理している方は、「ふくおか・まごころ駐車場」への登録をお願いします。

## ●「ふくおか・まごころ駐車場」の登録要件

障がい者等用の駐車場（幅3,500mm以上）、もしくは一般の駐車場

## ●駐車場の登録に関する問合せ先

- ・福岡県福祉労働部障害者福祉課社会参加係
- ・以下のサイトに「ふくおか・まごころ駐車場」の概要が掲載されています。  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/fukuokamagokorochusyazyou.html>

## コラム

### 歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方 1

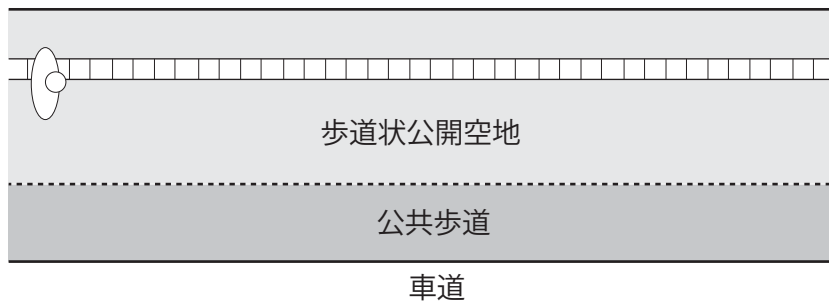
#### ● 基本的な考え方

歩道状公開空地等は、原則として道路の歩道と同様に、有効幅員の確保や滑りにくい路面の仕上げ、歩きやすい勾配の確保などに努めます。また、下記の事例のように視覚障がいのある人のための整備環境が整っている場合には、誘導用ブロックを敷設するなどの基準に準拠することとします。

#### ● 幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道に歩行用空間が確保できないため誘導用ブロック等が敷設できない場合は、歩道状公開空地に誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。また、公共歩道と歩道状公開空地は一体的に利用されることから段差や隙間、蓋のない排水溝などは設けません。

#### ■ 整備イメージ



#### ■ 整備事例



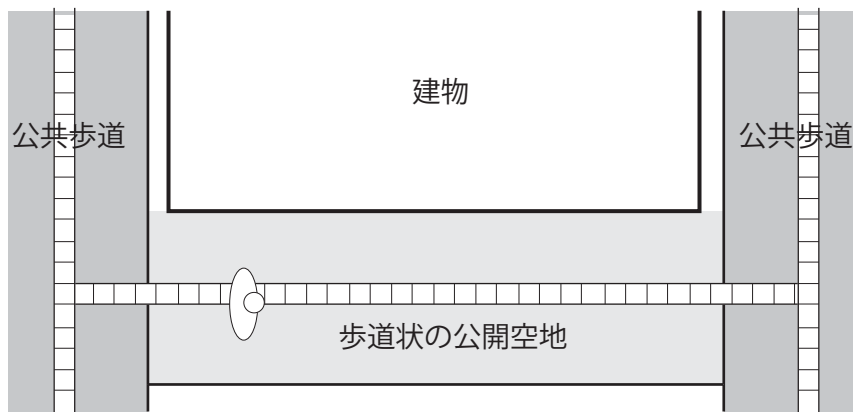


## コラム

### 歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方 2

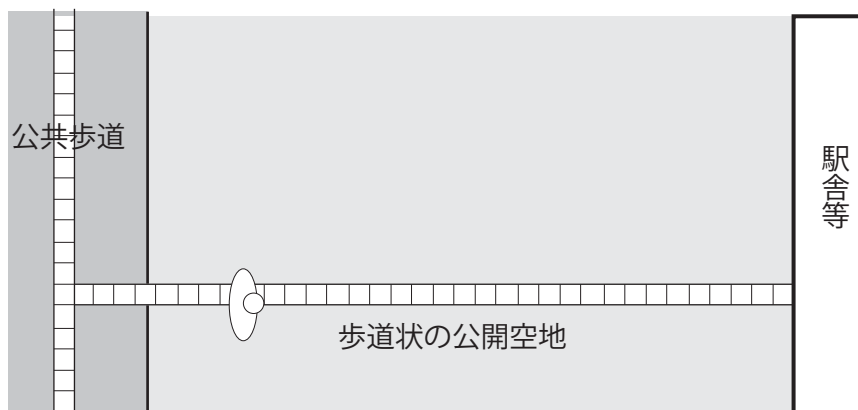
- 公共歩道をつなぐように歩道状公開空地等を設ける場合  
公共歩道を繋ぐ公開空地で見通しや明るさなどの歩行安全性が確保されている場合は、誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。

#### ■ 整備イメージ



- 幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合  
公共歩道から鉄道やバス・旅客船ターミナルなどの公共交通機関の施設に、安全で円滑に移動できる経路が確保できる場合は、移動等円滑化された経路を確保し、誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。

#### ■ 整備イメージ



## コラム

## 住空間のバリアフリー

高齢化社会の到来とともに、バリアフリーの需要が増えています。住宅の設計をほんの少し工夫するだけで、安全で身体に負担の少ない家になります。

## ●バリアフリーのポイント

『住まいづくりの手引き(平成25年10月発行)』より抜粋

## ■玄関

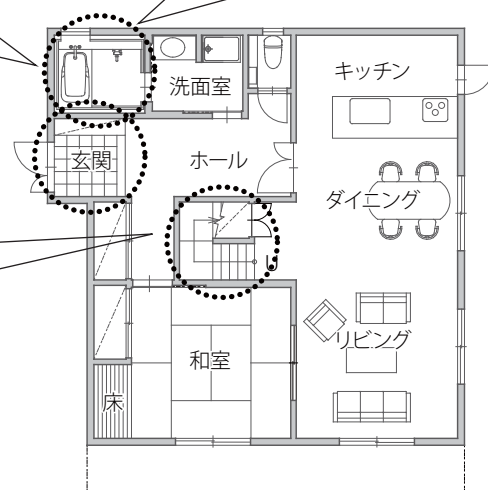
- ・上がりがまちと土間の段差に配慮する。
- ・上がり口に手すりを設置したり、手がかりとなる下駄箱をおいたりする。
- ・玄関扉の開口幅は、車いすでも十分に通行できる幅を確保する。
- ・滑りにくい仕上げ材とする。
- ・夜間でも段差を確認できるよう足元灯を設置する。

## ■浴室

- ・出入り口に段差を作らない。
- ・浴槽の大きさや深さに注意する。
- ・浴槽の出入りに配慮した位置に手すりを設置する。
- ・暖房機器や湿気対策の換気扇などを設置する。
- ・非常用ブザーを設置する。

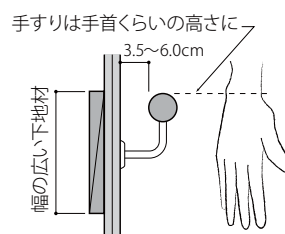
## ■階段

- ・勾配が急になりすぎないように配慮。
- ・手すりをつけた場合でも、昇降に支障がない幅を確保する。
- ・段鼻にすべり止めをつける。
- ・階段スペース全体を十分に明るくする。
- ・自力で階段を昇降するのが困難になったときを見据え、階段昇降機やホームエレベーターを設置できるように配慮しておく。



## ■手すり

- ・手すりを取り付ける高さは、通常、床から75cmから80cm程度が目安です。しかし、将来に備えて、手すりの移動が発生した場合に対応できるように、手すり取り付け下地の幅を広くしておくといいでしょう。



※福岡市では、福岡県・北九州市・久留米市と共同で、住まいづくりの手順やポイント、建築に関する法律、助成制度等についての手引きを作成し、無料で配布しています。

『住まいづくりの手引き』のダウンロードは以下で行えます。

福岡市ホームページ > くらし・手続き・環境 > 住宅・建築 > 福岡市住まいのインフォメーション

## 「赤ちゃんの駅」に登録しましょう

### ● 「赤ちゃんの駅」の事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、下記の要件に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるペナント、のぼりもしくはステッカーなどを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めます。

#### ■ ステッカー



#### ■ 設置例(博多大丸)



#### ■ 設置例(イムズ)



### ● 「赤ちゃんの駅」の要件（提供するサービス等）

①、②の両方、もしくは一方を提供する。

#### ①授乳の場の提供

- ・授乳のための場を提供する。
- ・授乳のための場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

#### ②オムツ替えの場の提供

- ・オムツ替えをするための場を提供する。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ・紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

#### ③ミルク用お湯の提供（ミルク用のお湯を提供する施設のみ）

- ・ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成19年6月5日食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。

※福祉のまちづくり条例施行規則及び施設整備マニュアルで定める「授乳スペース」の基準を満足し、上記の内容を満たす施設については、「赤ちゃんの駅」としての登録が望まれます。

（問い合わせ先：福岡市子ども未来局子育て支援部子育て支援課）

## 工事中のバリアフリー配慮

工事中の安全対策は、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全で快適に公共空間を利用できるようバリアフリーへの配慮や工夫を進めることも大切です。

福岡市が発注する工事では『工事中の歩行者安全対策の手引き(平成20年3月)』の主旨を踏まえて歩行者の安全確保に努めています。民間の工事についても、この手引きを参考にして公共の歩行者空間におけるバリアフリーへの配慮をお願いします。

### ● 主な配慮項目と工事中の事例

#### ■ 通路の幅員

・有効幅員は、できる限り、車いす使用者が通行しやすい幅を確保します。また、工事箇所の周辺状況や歩行者数にも配慮します。

※車いす使用者車が通行しやすいよう、できる限り1メートル以上の有効幅員を確保します。

#### ■ 通路上の段差

・段差は、可能な限り作らないようにします。やむを得ず段差が生じる場合には、段差はわかりやすく表示し、手すりの設置などを検討します。

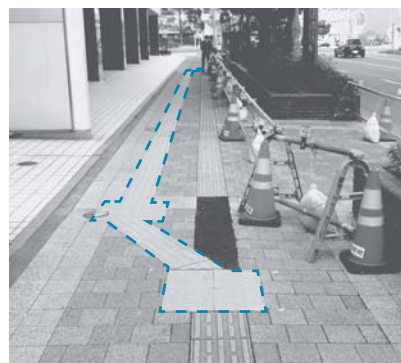
※仮復旧部分と本設部分の境などには段が生じる場合があり、車いす使用者、杖使用者、視覚障がい者の通行の支障になる場合があります。

#### ■ 視覚障がい者誘導用ブロック等が設置してある箇所の対応(う回路の設定)

・視覚障がい者誘導用ブロックが設置された箇所での工事では、現状の誘導機能を確保して工事を行います。

※やむを得ず視覚障がい者誘導用ブロックを一時的に撤去する場合には、視覚障がい者誘導用ブロックを仮設置するなど機能の確保を行うほか、視覚障がい者が安全に通行できるよう、交通誘導員といった工事関係者の声かけによる誘導やサポートなどを必要に応じて行います。

段差の解消や介助が必要な方への声かけなど、歩行者が安全に通行できるようにお願いします。



▲誘導ブロックを仮設置した事例

『工事中の歩行者安全対策の手引き』のダウンロードは以下で行えます。

福岡市ホームページ> 入札・契約・公共工事> 公共工事の技術情報

## コラム

### 横断歩道のエスコートゾーンについて

#### ●エスコートゾーンについて

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上において視覚障がい者が進むべき方向の手がかりとする突起体の列（エスコートゾーン）を設置します。

#### ●エスコートゾーンは以下の場所に優先的に設置します。

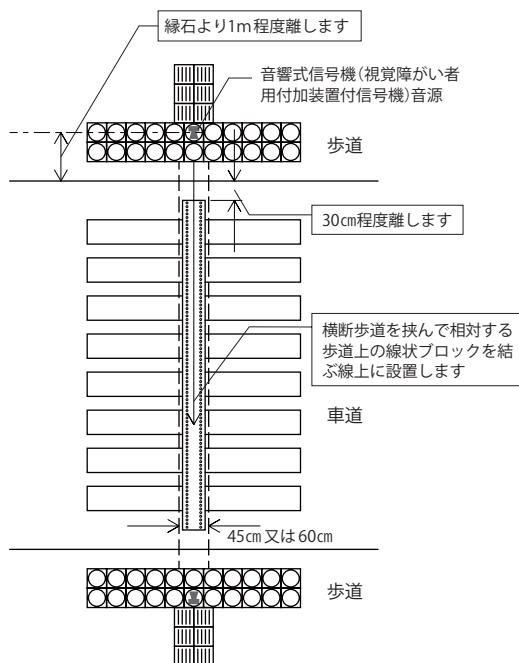
- ①視覚障がい者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道
- ②バリアフリー新法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

#### ●エスコートゾーンを設置しない横断歩道

スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しません。

※参考資料:「エスコートゾーンの設置に関する指針」(警察庁交通局交通規制課)

#### ●エスコートゾーンの設置例



##### 設置方法

- (1) 横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置します。
- (2) 末端を歩道の縁石端から30cm程度離します。
- (3) 幅は、45cm又は60cmとします。

黒門橋交差点の横断歩道にはエスコートゾーンが設置されている(唐人町駅～ふくふくプラザ)



## コラム

## バス停の利用環境改善(屋根やベンチの設置)

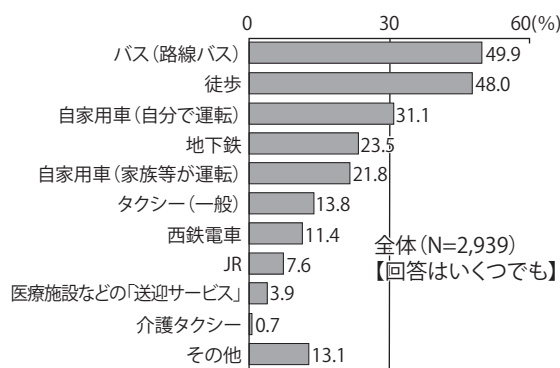
バスは公共交通機関の中でも身近な移動手段として高いニーズがあることから、バス停における利用環境を改善することは大切なことです。

## ●屋根やベンチの整備状況

バス停の屋根やベンチについては、これまで利用者へのサービスの一環としてバス事業者による設置を基本としてきたところですが、今後は、高齢者や障がいのある人への支援や公共交通利用者の利便性向上の観点から、道路を管理する自治体もバス事業者と役割分担について十分協議し、整備を行うこととしています。

また、自治会や商店街などの地域団体もバス停にベンチを設置することができます。その際、設置や維持管理の費用に充てるため、近隣店舗等の広告をベンチに貼付することもできます\*。

## ■よく利用する交通手段



(福岡市高齢者実態調査結果報告書(平成22年度))

## ■福岡市による整備例



## ■天神地区にあるバスシェルター



・バスシェルターは、屋根や風防ガラス、夜間照明等の設置によりバス利用者の利便性・安全性が向上します。また、4ヶ国語に対応した地図案内サインの併設により、市民や観光客へのサービス向上も図られています。

\*バス停ベンチに関する問合せ先

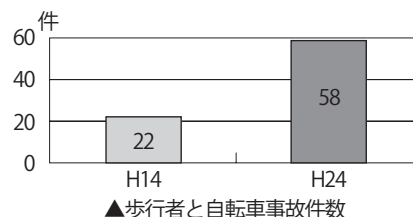
福岡市道路下水道局管理部路政課(電話:092-711-4458)

## 福岡市自転車通行空間ネットワーク整備計画

### (1) 背景・目的

自転車は、環境負荷を軽減し、手軽で健康によい乗り物として利用者が増加していますが、交通事故に占める自転車事故の割合が増加しており、特に歩行者との事故の増加が顕著となっています。

そこで、歩行者の安全を確保しながら、自転車、自動車等が適正に利用できる道路空間づくりのため、自転車レーン等の整備に取り組んでいくこととしています。



### (2) 整備の基本方針

①自転車通行空間は、原則として車道に整備します。

幅員	自転車道 (区分 2.0m 以上)	自転車レーン (区分 1.0m 以上)	車道内共存 (区分 0.75m 以上)
整備形態	<p>民地側   歩道   自転車道   車道</p>	<p>民地側   歩道   自転車専用通行帯   車道</p>	<p>民地側   歩道   自転車誘導帯   車道</p> <p>0.75 ≤ W &lt; 1.0m</p>

②既に歩道内において、自転車通行空間が整備されている場合は、早期のネットワーク化を図るため、当面、その空間を活用します。

③対象路線は、幹線道路(原則、幅員15m以上\*の都市計画道路)とします。

\* 幅員15m以上とは、車道路肩に自転車レーンが確保できる最低道路幅員

### (3) 計画期間と整備目標

平成25～34年度(10カ年)における整備延長:100 km

## コラム

## 公園の情報提供について

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前に分かりやすい形で、幅広く情報提供することが重要です。

また、高齢者、障がい者等が公園を利用する際には、標識や案内板以外にも案内が必要な場合があります。そのため、管理事務所において、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効です。

**●事前の情報提供の内容**

- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望めます。
- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望めます。
- ・公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望めます。

**●事前の情報提供の方法**

- ・施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望めます。
- ・ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障がい者や文字の認識が難しい障がい者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望めます。

**●管理事務所における情報提供の内容**

- ・施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、FAX、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望めます。
- ・ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障がい者や文字の認識が難しい障がい者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望めます。

**●管理事務所における情報提供の方法**

- ・案内を行う場合は、高齢者、障がい者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望めます。
- ・視覚障がい者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望めます。
- ・公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望めます。



## コラム

## 公園の利用支援について

高齢者や障がい者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意することが有効です。

また、高齢者や障がい者等の公園利用を支援する上では、必要に応じて支援機器の提供や公園職員やボランティアによる人的な利用支援を行うことが有効です。

**●利用プログラム**

- ・公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望めます。
- ・高齢者や障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望めます。
- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望めます。

**●利用サポート(支援機器の提供)**

- ・高齢者や障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望めます。

**●利用サポート(人的な利用支援)**

- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望めます。
- ・人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障がい者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望めます。
- ・ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望めます。